

## 令和5年度 町内会等活性化事業 Q&A

**Q 1** 町内会ではなく地域で組織した実行委員会が実施する事業は対象となりますか？

**A 1** 町内会や自治会を対象団体としていますので、その他の団体や組織が実施する事業は対象となりません。

**Q 2** 地域の他の団体と一緒に実施する事業は対象となりますか？

**A 2** 事業を主体的に行うのが町内会や自治会であれば、地域の他の団体と一緒に実施する事業でも対象となります。

**Q 3** 今まで実施してきた事業について計画書を提出することはできますか？

**A 3** 地域住民の交流に関する事業など、取り組む事業によっては新たに取り組を始める事業であることが要件となる場合がありますが、町内会や自治会の組織力を強化する事業や地域課題の解決に向けた事業は、これまで実施してきた事業であっても計画書を提出することができます。

なお、審査においては、新たな取組にチャレンジしている点も評価の対象となりますので、単に既存事業を継続するだけの場合は、評価が低くなることもあります。

**Q 4** 町内会等活性化事業補助金の活用について回数制限はありますか？

**A 4** 今のところ、計画書の提出において、過去の補助金の交付状況で制限することはありません。しかし、できるだけ多くの町内会等にこの補助制度を活用していただけるように、特定の町内会等への補助金交付が長期継続・固定化しないよう、過去10年間において本事業又は地域力向上事業（市民委員会チャレンジ事業）の交付決定を3回以上受けた町内会等は、審査の段階で得点調整（各審査委員ごとの合計得点から3ポイントを減点）を行い、新たに補助制度を活用する町内会等の事業が優先的に採択されるよう配慮します。また、補助対象者が申請できる計画書は、事業年度当たり1件までとします。

**Q 5** 補助金を充てることができない経費にはどのようなものがありますか？

**A 5** 対象経費として規定された費目に分類されない交際費、慶弔費、食糧費（料理の食材を除く。）、懇親会費などのほか、パークゴルフ等スポーツやゲームのプレー代、参加者への記念品（景品）代、お祭りの出店や屋台の商品に係る経費、町内会等会員への謝礼などには、この補助金を充てることができません。

また、採択事業と直接関係しない町内会等の組織運営のための経費にも、補助金を充てることができません。

**Q 6**

審査の方法はどのようになっていますか？

**A 6**

5つの審査項目（必要性、企画性、効果、継続・発展性、適正な予算・計画）での採点を行い、審査します。

**Q 7**

計画書の提出が少なければすべて採択となるのですか？

**A 7**

審査委員会で審査し、採点が一定の基準を超えなければ採択となりません。

**Q 8**

数年間かけて実施する事業は対象となりますか？

**A 8**

対象となりません。

令和4年度町内会等活性化事業については、令和5年3月末日までに完了となる事業が対象となります。

一つのテーマで年次計画を立てて実行する場合、それぞれの事業が単年毎に完了するのであれば問題ありません。

**Q 9**

複数の事業を合わせて申請できますか？

**A 9**

複数の事業を合わせた計画でも申請できますが、その場合、テーマやポイントを絞り、関係が深くつながりのある事業であるほうが審査の際に評価されます。

**Q 10**

防災の備蓄用品として発電機を購入したいですが補助の対象となりますか？

**A 10**

町内会等活性化事業は、物品の購入を助成する制度ではありませんので、単に発電機を購入するだけでは対象になりません。

また、採択事業に要する物品であっても、購入単価が2万円以上の物品は補助対象外となります。

**Q 11**

採択事業の準備のために事前に支出した経費は補助の対象となりますか？

**A 11**

採択事業の準備のために支出した経費であっても、補助金交付決定の前に支出した経費は、補助対象とすることができません。採択事業の着手は、補助金交付決定の通知を受けてからにしてください。

※事業採択の通知と補助金交付決定の通知は違います。注意してください。